

行政評価の実施結果

—平成17年度実施事務事業—

平成19年3月

浜 田 市

目次

| | |
|--------------|----|
| はじめに | 1 |
| 行政評価とは | 2 |
| 導入の目的 | 2 |
| 取り組み内容 | 3 |
| 評価の結果 | 8 |
| 一次評価結果 | 9 |
| 二次評価結果 | 19 |

はじめに

新「浜田市」は、平成 17 年 10 月に市町村合併により誕生しましたが、効率的な行政運営と財政の健全化を図るため、平成 18 年 2 月に浜田市行財政改革大綱を策定し、聖域を設けずに、より一層市民の視点に立った市民本位の行財政改革に、全職員が一丸となって取り組むこととしています。

この大綱では、改革のテーマとして、財政運営の健全化を掲げ、行政評価制度を活用した事務事業の見直しを実施項目としており、この行政評価の積極的な推進を図ることにより、最少の経費で最大の効果を得られるような市政運営を進め、市民の満足度を高める市政の実現を目指しております。

行政評価については、平成 16 年度より旧浜田市において試行的に実施しており、新浜田市においても旧浜田市の制度を基本に取り組むこととしました。平成 18 年度は、従来より旧浜田市で評価を実施した事業を中心に、自治区独自の事業についても行政評価を導入することを目的として支所各課 3 事業程度を抽出しました。

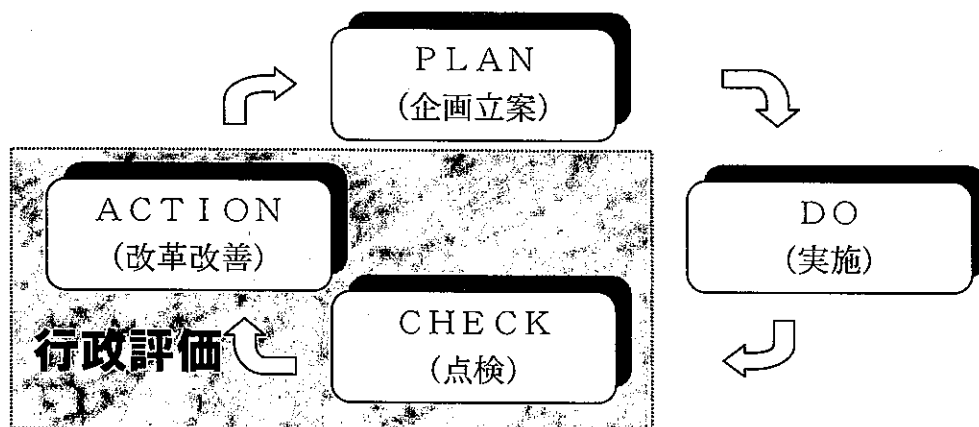
選定に際しては無作為に行ったため対象事業に支所間でばらつきが生じ、また、同種の事業にもかかわらず支所により一次評価の結果が異なるなど、不整合な面も生じましたが、平成 18 年度は、平成 17 年度に実施した全 900 事業のうち 1/3 の約 300 事業の一次評価とその内評点の低かった 30 事業の二次評価を試行実施し、その評価結果を取りまとめました。

また、二次評価の一部について浜田市行財政改革推進委員会委員の島根県立大学 大橋 敏博 教授、小林 博 教授にもご出席いただき外部評価を実施しました。

今後は、平成 18 年度の試行結果を踏まえ、問題点等を整理し、改善を加えながら行政評価に取り組んでまいります。

行政評価とは

行政評価とは、行政が行う施策や事業を「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という視点から客観的に評価・検証を行うもので、より効果的・効率的な市政、市民にわかりやすい市政の運営を目指すものです。また、Plan-Do-Check-Action というマネジメントサイクルの Check-Action に相当するもので、実施した事業を客観的に評価し、その結果を翌年に活かしていく手段です。



導入の目的

行政評価実施の目的は、下記の4点です。

市民への説明責任の向上

施策・事務事業の目的、内容、達成度などを市民にわかりやすい形で公表することによって、市民に対する説明責任の向上を図る。

職員の意識改革

施策・事務事業の目的意識・目的達成意識やコスト意識の浸透など、職員の意識改革を図る。

事務事業の効率性の向上

施策・事務事業の目的や目標を明確にし、その成果・結果を明らかにすることによって、当初設定した目標の達成度、費用対効果を客観的に評価し、手法等の改善を図る。

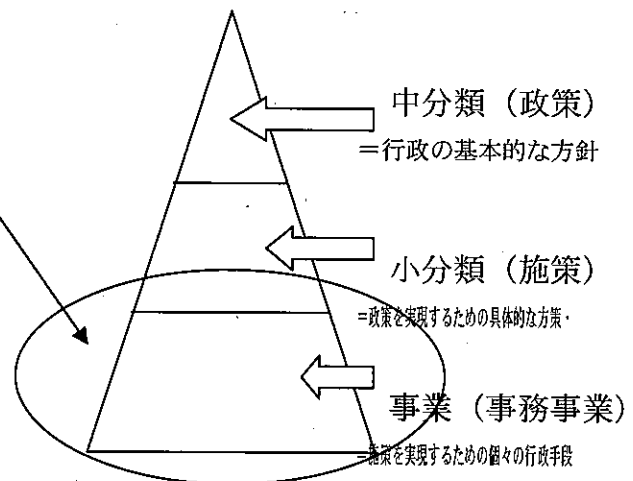
事務事業の見直し

不要・不急あるいは効果の小さい事務事業を明確にすることによって、事務事業の整理合理化や廃止及び事業費の削減を図る。

取り組み内容

【新市まちづくり計画の政策体系】

(1) 評価の単位… 事務事業評価



(2) 事務事業の体系化

①平成 17 年度に実施した事務事業を、新市まちづくり計画の施策体系に沿って体系化。「政策」－「施策」－「事務事業」⇔「予算事業」

(3) 評価の時期…事後評価

(4) 評価対象年度…平成 17 年度

(5) 評価の範囲…平成 17 年度に実施した全予算事業の内、1/3 の約 300 事業を対象に 1 次評価。

(6) 評価の方法

- ①評価は、一次、二次の2段階の評価とする。
- ②一次評価は、所管課長が主体となり実施し、所管部長（支所長）を經由し提出する。
- ③二次評価は、別に定める評価基準に基づき、助役を委員長とする評価委員会（助役、収入役、総務部長、企画財政部長、総務部次長、企画財政部次長、総合調整室長、人事課長、財政課長）が評価する。委員会には、事業毎に担当部長（支所長）、課長が説明員として同席する。

(7) 評価対象事業

| 事業類型 | | 説明 | 17年度 評価対象 事業数 |
|------|----------|------------------------------|---------------------|
| ① | 施設の建設 | 市民利用施設等の建設 | 4 |
| ② | 整備事業 | 道路や公園等の面整備 | 21 |
| ③ | 経常的事務事業 | 法により実施が義務付けられた事業、電算保守等の定型的業務 | 72 |
| ④ | 施設の管理・運営 | 市民利用施設をはじめとする施設の管理運営 | 31 |
| ⑤ | ソフト事業 | 上記事業を除く自主事業 | 152 |
| ⑥ | 共通事務 | 庶務・経理などの各課共通事務 | 8 |
| 合 計 | | | 288 |

(8) 評価票・・・事務事業評価結果（事業別）

(9) 一次評価の視点

必要性・・・取り巻く環境の変化や、市民ニーズの状況などから、市が実施しなければならないものかどうか。

有効性・・・上位施策が目指している状態に対して、当該事務事業の寄与率が高いかどうか。

達成度・・・事務事業レベルの行政サービスや成果が、その目標値に対して、どの程度進捗しているか。

効率性・・・行政サービス1単位当たりの費用が上昇していないかどうか。

(10) 各事業類型の評価項目

| 事業類型 | | 一次評価 | | | | 二次評価 |
|------|----------|------|-----|-----|-----|------|
| | | 必要性 | 有効性 | 達成度 | 効率性 | 総合評価 |
| ① | 施設の建設 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② | 整備事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③ | 経常的事務事業 | — | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④ | 施設の管理・運営 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ | ソフト事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑥ | 共通事務 | — | — | ○ | ○ | — |

(11) 二次評価の基準

①対象事業・・・一次評価の結果、平均評点が3未満（国・県の制度事業を除く）の30事業

②外部評価・・・特に「浜田市人会事業」「バス乗務員宿泊費助成事業」「金城定住促進報奨金交付事業」「精神障害者社会復帰事業」「エイズ予防対策事業」「手話通訳者等技術研修事業」の6事業については浜田市行財政改革推進委員会委員の島根県立大学 大橋 敏博教授、小林 博 教授にも出席いただき外部評価を実施した。

③評価基準…下記評価基準により総合的に評価

(事業の進め方等を含めた総合評価であり、事業の必要性のみを評価したものではありません。)

| 総合 評価 | | 説 明 |
|----------|-----------------------|---|
| A | 現在の計画どおりに事業を進めることが適当 | ① ニーズや効果の面から引き続き継続して行うもの。 |
| B | 事業の進め方の改善の検討 | ① もう少し費用をかける、あるいは実施方法などの工夫により、より大きな効果が期待できるもの。 ② コストを減らしても事業が目指す効果を維持できるもの。 ③ 当面は継続し、終期の検討をするもの。 |
| C | 事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討 | ① 他の代替案により縮小できるもの。 ② 効果のうえから判断して、対象を限定することなどにより事業を縮小することが可能なもの。 ③ 民間の自主性を尊重し、市の関与を縮小すべきである、あるいは縮小が可能と考えられるもの。 ④ 効果に比べ多大な費用がかかっているもの。 ⑤ 同種の事務事業を必要以上に細分化しており、統合することが可能なもの。 |
| D | 事業の休・廃止を含めた基本的な方向性の検討 | ① 当初の目的が既に達成されたと考えられるもの。 ② 開始当初と事情が変化し、事業効果が薄れているもの。 ③ 民間を実施主体とすることが適当と考えられるもの。 ④ 市が関与する必要性から考えて、廃止した方が適当と考えるもの。 ⑤ その他の効果から考えて、廃止しても差し支えないもの。 |

(12) 評価結果の公表

- ① 閲覧用冊子を本庁、支所ロビーや、各連絡係に配置。
- ② ダイジェスト版を作成し、広報紙に掲載。
- ③ 浜田市ホームページに掲載。

(13) 評価結果の活用

- ① 行政評価結果に基づき事業の方向性を検討し、事務事業の改善や、見直しを図り、予算編成などへの反映に努める。
- ② 平成 18 年度の事業評価実施に向けて、今年度の課題を整理し、手法の改善について検討していく。

評価の結果

| 事業類型 | | 総合評価 | | | | 合計 |
|------|----------|------|----|---|---|----|
| | | A | B | C | D | |
| ① | 施設の建設 | 1 | | | | 1 |
| ② | 整備事業 | | | | | |
| ③ | 経常的事務事業 | 1 | 1 | | | 2 |
| ④ | 施設の管理・運営 | | 3 | 1 | | 4 |
| ⑤ | ソフト事業 | 3 | 11 | 6 | 3 | 23 |
| 合計 | | 5 | 15 | 7 | 3 | 30 |

- ① 評価の結果として、『A』の 5 事業については、「今後も継続して計画どおり事業を実施していくもの」として評価を付した。
- ② 『B』の 15 事業については、「事業の進め方の改善を検討するもの」として事業の継続を考え、評価を付した。

- ③『C』の7事業については、浜田市は、浜田市民のためのまちづくりを行っていかねばならない。そのためには、現状維持では不十分であり、市民サービスを向上するために、最優先で改善と改革が必要と考え、「事業規模・内容又は実施主体の見直しを検討するもの」として、評価を付した。
- ④『D』の3事業については、「事業の休・廃止を含めた基本的な方向性の検討をするもの」ということで、中長期的に取り組む問題も含んでおり、早急に解決できる事業ばかりではないが、改革には今すぐにでも取り組むべきものとして、評価をした。

今後の課題

- (1) 平成 18 年度は、各担当課長の一次評価を基に二次評価を実施したが、一次評価の段階で同種の事業に対して異なる評価結果が付された事業もあった。今年度は支所についても行政評価を導入することを優先したが、今後は研修等により評価基準を統一し、部を評価の基本単位として評価結果の平準化を図る。
- (2) 今年度は、対象事業を無作為抽出した結果、支所間にばらつきが生じたことから、今後は対象事業の決定に当たっては、事業間の整合性や絞り込み等を行うとともに外部評価の導入により早急に客観的な評価システムの構築を図る。